

○大崎市エコ生活支援事業補助金交付要綱

令和5年10月6日

告示第135号

令和7年3月31日

告示第44号

(趣旨)

第1条 市は、エネルギー価格の高騰が続く中、市民の再エネ・省エネ機器の導入を支援することにより、生活費用の負担軽減及び地球温暖化防止への取組の推進を図るため、予算の範囲内で大崎市エコ生活支援事業補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付等に関しては、大崎市補助金等交付規則(平成18年大崎市規則第60号)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(対象事業)

第2条 補助金の交付対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、次に掲げる事業とする。ただし、事業者(中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第5項に規定する小規模企業者をいう。以下同じ。)に該当する場合の補助事業は、第1号及び第2号に限るものとする。

- (1) 太陽光発電設備設置事業
- (2) 定置用リチウムイオン蓄電池導入事業
- (3) V2H充放電設備設置事業
- (4) 家庭用高効率給湯器設置事業

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に該当する者とする。

(1) 個人の場合 次に掲げる事項を全て満たす者

ア 市内に住所を有する者又は住所を有する見込みのある者

- イ 自己の住居として使用し，又は使用する予定のある建物(住居と事務所，店舗等(以下「事務所等」という。))とを兼用又は併用している建物(以下「兼用住宅等」という。)を除く。)において補助事業を行う者
  - ウ 市税を滞納していない者
  - エ 過去に第2条各号，大崎市エコ改善推進事業補助金交付要綱(平成23年6月21日制定)第3条又は大崎市エコ改善推進事業補助金交付要綱(平成24年大崎市告示第43号)第2条各号に定める事業と同一区分の補助金の交付を受けていない者
  - オ 大崎市暴力団排除条例(平成25年大崎市条例第4号)第2条第3号に規定する暴力団員に該当しない者
- (2) 事業者の場合 次に掲げる事項を全て満たす事業者
- ア 市内に住所を有する事業者又は住所を有する見込みのある事業者
  - イ 自己の事務所等として使用し，又は使用する予定のある建物(兼用住宅等を含む。以下同じ。)において補助事業を行う事業者
  - ウ 市税を滞納していない事業者
  - エ 過去に大崎市エコ改善推進事業補助金交付要綱(平成23年6月21日制定)第3条又は大崎市エコ改善推進事業補助金交付要綱(平成24年大崎市告示第43号)第2条各号に定める事業と同一区分の補助金の交付を受けていない事業者
  - オ 代表者，役員その他の構成員が，大崎市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員に該当しない者

(補助金の額等)

第4条 補助対象経費，交付要件及び補助金の額は，第2条各号に掲げる事業の区分に応じ，それぞれ別表の各欄に定めるとおりとする。

2 補助金の額は，1世帯当たり235,000円を限度とする。

3 補助金の交付は、補助事業の各区分につき前条第1号に規定する補助対象者にあつては1世帯1回、前条第2号に規定する補助対象者にあつては1事業者1回とする。

(補助金の事前申込及び交付対象者の決定)

第5条 補助金の交付を希望する者(以下「事前申込者」という。)は、別に定める期間内に、大崎市エコ生活支援事業補助金交付事前申込書(様式第1号)を市長に提出するものとする。

2 市長は、事前申込の受付期間終了後、当該書類の審査により、交付要件に合致すると認めるときは、補助金の交付申請の対象となる者(以下「交付対象者」という。)を決定するものとする。ただし、事前申込による補助金額の合計が、受付期間ごとに定めた予算の総額に達したときは、抽選により交付対象者を決定するものとする。

3 市長は、前項の規定により交付対象者を決定するときは、事前申込者から公簿等の閲覧に係る同意を得て、交付対象者のうち、第3条第1号に規定する補助対象者にあつては住所、世帯構成及び市税の納付状況を、第3条第2号に規定する補助対象者にあつては事務所等の所在地及び市税の納付状況を確認するものとする。

4 市長は、交付対象者に対し、交付対象者に決定した旨を通知するものとする。

(交付申請)

第6条 交付対象者は、別に定める期日までに、大崎市エコ生活支援事業補助金交付申請書兼請求書(様式第2号)に必要な書類を添えて市長に提出するものとする。

2 市長は、事前申込者に対して本人確認のため身分証明書の提示を求めることができる。

(交付の決定及び通知)

第7条 市長は、前条第1項の申請書兼請求書を受理したときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否及び補助金の額を決定し、大崎市エコ生活支援事業補助金交付(不交付)決定通知書(様式第3号)により、申請者へ通知するものとする。

(補助金の交付)

第8条 市長は、前条の規定により補助金の交付を決定したときは、補助金の交付の決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)の指定する口座を通じて補助金を交付するものとする。

(補助金の交付の取消し及び返還)

第9条 市長は、交付決定者が次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(1) 虚偽の申請その他の不正な手段により補助金の交付の決定を受けたとき。

(2) 補助金の交付決定に付した条件に違反したとき。

(手続代行者)

第10条 補助対象者は、補助事業に係る請負者又は販売店に対し、第5条第1項及び第6条第1項に規定する書類の提出の手続を代行させることができる。この場合において、市長は、手続を依頼された者(以下「手続代行者」という。)の依頼された旨を証明するもの及び身分証明書の提示を求めることができる。

2 手続代行者は、依頼された手続を、誠意をもって実施するものとし、補助対象者に関して知り得た情報は、業務遂行以外の目的に使用してはならない。

3 市長は、手続代行者が依頼された手続を偽りその他不正の手段により行った疑いがある場合は、必要に応じて調査を実施し、不正行為が認め

られたときは、当該手続代行者の名称及び不正の内容を公表し、手続の代行を認めないものとする。

(取得財産等の管理)

第11条 交付決定者は、補助事業により取得した財産(以下「取得財産」という。)を、補助事業の区分に応じ、それぞれ別表の取得財産の耐用年数の欄に定める期間、善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその適正な運用を図らなければならない。

2 交付決定者は、耐用年数の期間内において取得財産を毀損し、又は滅失したときは、大崎市エコ生活支援事業補助金取得財産毀損滅失届(様式第4号)により市長に届け出なければならない。

3 市長は、耐用年数の期間内において取得財産を毀損し、又は滅失した交付決定者に対し、補助金の全部又は一部を返還させることができる。ただし、毀損又は滅失の事由が、災害その他交付決定者の責めによらない事由によるものであるときは、この限りでない。

(取得財産等の処分の制限)

第12条 交付決定者は、耐用年数の期間内において取得財産を処分しようとするときは、大崎市エコ生活支援事業補助金取得財産処分承認申請書(様式第5号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、耐用年数の期間内において取得財産の処分があったときは、当該処分をした交付決定者に対し、補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(報告及び調査)

第13条 市長は、必要があると認めるときは、交付決定者に対して補助金の交付に関し必要な報告を求め、又は関係する場所への立入調査を行うことができる。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、令和5年10月16日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第4条，第11条，第12条関係）

区分	補助対象経費	交付要件	補助金の額	取得財産の耐用年数
太陽光発電設備設置事業	次に掲げる要件に適合した太陽光発電設備（以下この表において「太陽光システム」という。）の設置（リースによる設置を含む。以下同じ。）に要する費用  （1）一般財団法人電気安全環境研究所（JET）の太陽電池モジュール認証を受けたもの又は国際電気標準	（1）太陽光システムを，補助対象者が個人のおときは属する世帯が居住する市内の住宅（自己所有の別荘を含む。以下同じ。）に，補助対象者が事業者のおときは市内の事務所等に設置していること。	次の各号に掲げる太陽光システムの1時間当たりの発電量の区分に応じ，当該各号に定める額。ただし，太陽光システムの設置に係る請負者が市内に主たる事業所又は事務所を有する者（以下「市内事業者」という。）であるときは，当該額に5,000円を加算する。  （1）5キロワッ	6年

<p>会議（IEC）のIECEE－PV－FCS制度に加盟する海外認証機関による太陽電池モジュール認証を受けたものであること。</p>	<p>(2) 補助対象者が太陽光システムを設置する住宅又は事務所等の所有者でない場合は、太陽光システムの設定について当該住宅又は事務所等の所有者の承諾を得ていること。</p>	<p>ト以上 50,000円 (2) 4キロワット以上5キロワット未満 40,000円 (3) 3キロワット以上4キロワット未満 30,000円</p>
<p>(2) 太陽電池モジュールの公称最大出力又はパワーコンディショナの定格出力のいずれかが、10キロワット未満であること。</p>	<p>(3) 次のいずれかに該当すること。 イ 太陽光システム設置に係る工事請負契約日が令和6年6月1日以降であり、かつ太陽光システムの引渡日が、令和7年6月1日から</p>	<p>00円 (4) 2キロワット以上3キロワット未満 20,000円 (5) 1キロワット以上2キロワット未満 10,000円</p>
<p>(3) 未使用品であること。</p>	<p>る工事請負契約日が令和6</p>	<p>00円</p>
<p>(4) 発電された電気が住宅又は事業所等において消費され、連系された低圧配電線に余剰の電</p>	<p>年6月1日以降であり、かつ太陽光システムの引渡日が、令和7年6月1日から</p>	<p>00円</p>

気が逆流される  
もの。

同年 1 1 月 3  
0 日までの間  
であること。

ロ 住宅又は事  
務所等の新築  
と同時に太陽  
光システムを  
設置した場合  
で、当該住宅  
又は事務所等  
の工事請負契  
約日又は売買  
契約日が令和  
6 年 6 月 1 日  
以降であり、  
かつ当該建物  
の引渡日が、  
令和 7 年 6 月  
1 日から同年  
1 1 月 3 0 日  
までの間であ  
ること。

<p>定置用リチウムイオン蓄電池導入事業</p>	<p>次に掲げる要件に適合した定置用リチウムイオン蓄電池（以下この項において「蓄電システム」という。）の購入及び設置に要する費用</p> <p>(1) 1基あたりの容量が1キロワットアワー以上であること。</p> <p>(2) 家庭用として販売される未使用品であって、1か所に固定して使用するものであること。</p>	<p>(1) 蓄電システムを、補助対象者が個人の場合は属する世帯が居住する市内の住宅に、補助対象者が事業者の場合は市内の事務所等に設置していること。</p> <p>(2) 前号の場合において、当該住宅又は事務所等に太陽光システムを設置していること。</p> <p>(3) 補助対象者が蓄電システムを設置する住宅又は事務所等の所有者でない場合は、蓄電シス</p>	<p>蓄電システム1台当たり100,000円。ただし、蓄電システムの購入に係る販売店及び設置に係る請負者が市内事業者である場合は、当該額に5,000円を加算する。</p>	<p>6年</p>
--------------------------	--	--	---	-----------

		<p>テムの設置について当該住宅又は事務所等の所有者の承諾を得ていること。</p> <p>(4) 蓄電システムから供給される電気が、住宅又は事務所等で消費されるものであること。</p> <p>(5) 次のいずれかに該当すること。</p> <p>イ 蓄電システムの設置に係る工事請負契約日が令和6年6月1日以降であり、かつ蓄電システムの引渡日が、令和7年6月1日から</p>		
--	--	--	--	--

		同年 1 1 月 3 0 日までの間 であること。		
V2H 充 放 電 設 備 設 置 事 業	次に掲げる要件に適 合する家庭用のV2H充 放電設備(電気自動 車, プラグインハイ ブリッド車等に搭載 されている蓄電池か ら分電盤を通じて自 宅に電気を送るな ど, 自動車と住宅の 電気を相互に供給で きるようにする設備 をいう。以下この項 において同じ。)の購 入及び設置に要する 費用であること。 (1) 国のV2H充放電 設備の補助金の補 助対象設備として 一般財団法人次世 代自動車振興セン ターにより指定さ れているV2H充放電 設備であること。	(1) V2H充放電設 備を, 補助対 象者の属する 世帯が居住す る市内の住宅 に設置するこ と。 (2) 補助対象 者がV2H充放電 設備を設置す る住宅の所有 者でない場合 は, V2H充放電 設備の設置に ついて当該住 宅の所有者の 承諾を得てい ること。 (3) 前2号の 場合におい て, 太陽光シ ステムを当該 住宅に設置し	V2H 充 放 電 設 備 5 0 , 0 0 0 円。た だし, V2H充放電設 備の購入先及び設置 に係る事業者が市内 事業者である場合 は, 当該額に5, 0 0 0 円を加算する。	6 年

(2) 未使用品であること。

ていること。  
(4) V2H充放電設備から供給される電気が住宅部分で消費されていること。

(5) 最大受電電力が10キロワット未満であること。

(6) 次のいずれかに該当すること。

イ V2H充放電設備の設置に係る工事請負契約日が令和6年6月1日以降であり、かつV2H充放電設備の引渡日が、令和7年6月1日から同年11月3

0日までの間  
であること。

ロ 住宅の新築  
と同時にV2H充  
放電設備を設  
置した場合  
で、当該住宅  
の工事請負契  
約日又は売買  
契約日が令和  
6年6月1日  
以降であり、  
かつ当該住宅  
の引渡日が、  
令和7年6月  
1日から同年  
11月30日  
までの間であ  
ること。

<p>家庭用高効率給湯器設置事業</p>	<p>次の各号のいずれかに掲げる家庭用高効率給湯器(未使用品に限る。)の購入及び設置に要する費用。</p> <p>(1) 日本産業規格(JISC9220)に基づく年間給湯保温効率を表示する電気ヒートポンプ給湯設備(エコキュート)</p> <p>(2) 一般社団法人燃料電池普及促進協会の機器登録を受けている家庭用燃料電池コージェネレーションシステム(エネファーム)</p> <p>(3) 一般財団法人ベターリビングの優良住宅部品(BL部品)認定を受けた太陽熱利用システム(強制循環式ソーラ</p>	<p>(1) 家庭用高効率給湯器を, 補助対象者の属する世帯が居住する市内の住宅に設置していること。</p> <p>(2) 補助対象者が家庭用高効率給湯器を設置する住宅の所有者でない場合は, 家庭用高効率給湯器の設置について当該住宅の所有者の承諾を得ていること。</p> <p>(3) 次のいずれかに該当すること。</p> <p>イ 家庭用高効率給湯器の設置に係る工事</p>	<p>家庭用高効率給湯器1台当たり15,000円。ただし, 家庭用高効率給湯器の購入に係る販売店及び設置に係る請負者が市内事業者である場合は, 当該額に5,000円を加算する。</p>	<p>6年</p>
----------------------	--	--	--	-----------

	<p>ーシステム・自然循環式太陽熱温水器)</p> <p>(4) LPガス, 都市ガス又は石油のいずれかを燃料とし, 熱効率が90パーセント以上の潜熱回収型給湯設備 (エコジョーズ・エコフィール)</p> <p>(5) ハイブリット給湯設備</p>	<p>請負契約日が令和6年6月1日以降であり, かつ家庭用高効率給湯器の引渡日が, 令和7年6月1日から同年11月30日までの間であること。</p> <p>ロ 住宅の新築と同時に家庭用高効率給湯器を設置した場合で, 当該住宅の工事請負契約日又は売買契約日が令和6年6月1日以降であり, かつ当該住宅の引渡日が, 令和7年6月1日から同年11月3</p>		
--	--	--	--	--

	0日までの間 であること。	
--	------------------	--

年 月 日

大崎市長 様

（申込者）

郵便番号 〒 —

住所（事業者にあつては、事務所等の所在地）

氏名（事業者にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 — —

大崎市エコ生活支援事業補助金事前申込書

大崎市エコ生活支援事業補助金交付要綱第5条第1項の規定により、下記のとおり申し込みます。なお、公簿等の閲覧による市税の納付状況の確認に同意します。

記

1 対象事業を実施する建物の所在地（該当する項目の□にチェックを入れ、必要事項を記載）

<input type="checkbox"/>	申込者の住所と同じ
<input type="checkbox"/>	申込者の住所と異なる所在地である（転居又は転入予定地） 所在地： 転居又は転入予定日： 年 月 日

2 対象事業及び補助金事前申込額

対象事業（対象事業の□にチェックを入れてください。）	補助金額	市内事業者 加算額（※）	基準日（引渡日）
<input type="checkbox"/> 太陽光発電設備設置事業	円	円	年 月 日
<input type="checkbox"/> 定置用リチウムイオン蓄電池導入事業	円	円	年 月 日
<input type="checkbox"/> V2H充放電設備設置事業	円	円	年 月 日
<input type="checkbox"/> 家庭用高効率給湯器設置事業	円	円	年 月 日
補助金事前申込額合計		円	

※市内事業者加算は、当該設備の設置に係る請負者が**大崎市内に主たる事業所**（本社・本店）を有する場合のみ該当します。

- 3 交付要件の確認（確認した項目の□にチェックを入れてください。交付要件を満たしていない場合は申し込みできません。）

<input type="checkbox"/>	市税の滞納はありません。
<input type="checkbox"/>	過去に同一事業の大崎市エコ改善推進事業補助金又は大崎市エコ生活支援事業補助金の交付を受けていません。
<input type="checkbox"/>	大崎市暴力団排除条例に規定する暴力団員及び関係者ではありません。

- 4 手続代行者（代行者を通して申込する場合のみ記載）

代行者名	※支店名・営業所名も記載してください。
所在地	
担当者名	
連絡先	電話番号：                   —                   — メールアドレス：

（注意事項）

本事前申込書は、補助金の交付を申請するものではありません。補助金の申請対象者には、後日申請対象者に決定した旨をお知らせします。なお、全体の事前申込金額の合計が受付期間の予算額を超えた場合、抽選により申請対象者を決定します。

※ここには記入しないでください。		世帯コード：	個人コード：
<b>環境保全課</b> チェック欄	確認者：（        ）	（フリガナ） 申請者名：	生年月日：
<input type="checkbox"/> 上記の必要書類はすべて揃っているか。 <input type="checkbox"/> 申請者は市内に居住しているか。（居住予定の場合、居住予定地は申請書に記載されているか。） <input type="checkbox"/> 申請者に未納となっている市税はないか。（公簿で確認のこと。）			

様式第 2 号（第 6 条関係）

（その 1）個人の場合

年 月 日

大崎市長 様

（申請者）

郵便番号 〒 -

住 所

氏 名

電話番号 - -

大崎市エコ生活支援事業補助金交付申請書兼請求書

大崎市エコ生活支援事業補助金の交付を受けたいので、大崎市エコ生活支援事業補助金交付要綱第 6 条第 1 項の規定により、下記のとおり申請します。

また、補助金の支払いに当たっては、指定した口座への振込を希望します。

記

1 事前申込受付番号

第 号

2 申請項目及び補助金交付申請額

	事業名	導入量	補助金交付 申請額	市内事業者 加算額
①	太陽光発電設備設置事業	kW	円	円
②	定置用リチウムイオン蓄電池導入事業	台	円	円
③	V 2 H 充放電設備設置事業	台	円	円
④	家庭用高効率給湯器設置事業	台	円	円
	補助金交付申請額合計			円



7 建築区分

新築住宅

既築住宅

(該当項目に☑を記入してください。)

8 太陽光発電設備の概要 (※ 太陽光発電設備を設置した場合記載)

項目	内 容								
太陽光発電設備のメーカー名 (適合機種登録メーカー名)									
太陽光発電設備の型式名	①								
	②								
	③								
	④								
	⑤								
	⑥								
太陽光発電設備の公称最大出力と使用枚数	①		W	×		枚	=		W
	②		W	×		枚	=		W
	③		W	×		枚	=		W
	④		W	×		枚	=		W
	⑤		W	×		枚	=		W
	⑥		W	×		枚	=		W
太陽光発電設備の公称最大出力 (小数点2桁未満は切り捨て)	合 計				W	⇒			kW

9 定置用リチウムイオン蓄電池の型式 (※ 定置用リチウムイオン蓄電池を設置した場合記載)

製造事業者	
型式	
蓄電容量	kWh
定格出力	W

10 V2Hの型式 (※ V2Hを設置した場合記載)

製造事業者	
国の補助対象設備の登録型式	
最大受電電力	KW (※10kW未満のものに限る。)

1 1 家庭用高効率給湯器の型式（※ 家庭用高効率給湯器を設置した場合記載）

種 類	<input type="checkbox"/> エコキュート <input type="checkbox"/> 太陽熱利用システム <input type="checkbox"/> エネファーム <input type="checkbox"/> エコジョーズ <input type="checkbox"/> エコフィール <input type="checkbox"/> ハイブリッド給湯器
製造事業者	
型 式	

1 2 手続代行者名（※ 補助金の交付申請を購入先又は設置業者が代行して手続をする場合記載）

(1) 所在地

所在地	〒            —

(2) 手続代行者の会社名・拠点名

会社名拠点名	
--------	--

※ 支援対象を購入した会社名及び営業所名又は販売代理店名及び所在地を記入してください。株式会社，有限会社などは省略せずに記入してください。

(3) 手続代行者の代表者名（職，氏名）

手続代行代表者名	
----------	--

※ 手続代行者代表者とは，手続代行する会社又は拠点の代表者を指します。職（肩書き）と氏名を記入してください。

(4) 担当者名・連絡先

担 当 者 名	
電 話 番 号	
F A X 番 号	
E-mailアドレス	

様式第2号（第6条関係）

（その2）事業者の場合

年 月 日

大崎市長 様

（申請者）

郵便番号 〒 —

所在地

商号又は名称

代表者名

電話番号 — —

大崎市エコ生活支援事業補助金交付申請書兼請求書

大崎市エコ生活支援事業補助金の交付を受けたいので、大崎市エコ生活支援事業補助金交付要綱第6条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

また、補助金の支払いに当たっては、指定した口座への振込を希望します。

記

1 事前申込受付番号

第 号

2 申請項目及び補助金交付申請額

	事業名	導入量	補助金交付 申請額	市内事業者 加算額
①	太陽光発電設備設置事業	kW	円	円
②	定置用リチウムイオン蓄電池導入事業	台	円	円
	補助金交付申請額合計			円



6 工事請負契約日（売買契約日）及び引渡日

契約日	年 月 日
引渡日	年 月 日

7 建築区分

新築建物

既築建物

(該当項目に  を記入してください。)

8 太陽光発電設備の概要（※ 太陽光発電設備を設置した場合記載）

項 目	内 容								
太陽光発電設備のメーカー名（適合機種登録メーカー名）									
太陽光発電設備の型式名	①								
	②								
	③								
	④								
	⑤								
	⑥								
太陽光発電設備の公称最大出力と使用枚数	①		W	×		枚	=		W
	②		W	×		枚	=		W
	③		W	×		枚	=		W
	④		W	×		枚	=		W
	⑤		W	×		枚	=		W
	⑥		W	×		枚	=		W
太陽光発電設備の公称最大出力（小数点2桁未満は切り捨て）	合 計				W	⇒	<input style="border: 2px solid black;" type="text"/>		kW

9 定置用リチウムイオン蓄電池の型式（※ 定置用リチウムイオン蓄電池を設置した場合記載）

製造事業者	
型式	
蓄電容量	kWh
定格出力	W

10 手続代行者名（※ 補助金の交付申請を購入先又は設置業者が代行して手続をする場合記載）

(1) 所在地

所在地	〒            —

(2) 手続代行者の会社名・拠点名

会社名拠点名	
--------	--

※ 支援対象を購入した会社名及び営業所名又は販売代理店名及び所在地を記入してください。株式会社、有限会社などは省略せずに記入してください。

(3) 手続代行者の代表者名（職，氏名）

手続代行代表者名	
----------	--

※ 手続代行者代表者とは、手続代行する会社又は拠点の代表者を指します。職（肩書き）と氏名を記入してください。

(4) 担当者名・連絡先

担当者名	
電話番号	
FAX番号	
E-mailアドレス	

様式第3号（第7条関係）

大崎市エコ生活支援事業補助金交付（不交付）決定通知書兼額の確定通知書

大崎市指令（ ）第 号

受令者名

年 月 日付けで申請のありました大崎市エコ生活支援事業補助金については、大崎市エコ生活支援事業補助金交付要綱第7条第1項の規定により、金円の交付及び額を確定します。〔交付しないこととします。〕

年 月 日

大崎市長



記

〔交付する場合〕

- 1 市長が必要に応じて報告を求め、又は現地調査等を行おうとするときは、遅滞なくこれに応ずること。
- 2 補助事業により取得した財産（以下「取得財産」という。）を別に定める耐用年数の期間、善良なる管理者の注意をもって管理すること。
- 3 取得財産を処分しようとするときは、あらかじめ大崎市エコ生活支援事業補助金取得財産処分承認申請書（様式第5号）を市長に提出し、その承認を受けるべきこと。
- 4 取得財産の処分をした場合において、市長の請求があったときは、交付を受けた補助金の全部又は一部を返還すること。

〔交付しない場合〕

- 1 不交付の事業の種別
- 2 不交付の理由

様式第4号（第11条関係）

大崎市エコ生活支援事業補助金取得財産毀損滅失届

年 月 日

大崎市長 様

（届出者）

郵便番号 〒 — —

住所（事業者にあつては、事務所等の所在地）

氏名（事業者にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 — —

年 月 日付け大崎市指令（ ）第 号で交付決定通知のありました大崎市エコ生活支援事業補助金の交付を受けた財産について、下記のとおり毀損、滅失しましたので、大崎市エコ生活支援事業補助金交付要綱第11条第2項の規定により、関係書類を添えて届けます。

記

- 1 交付決定指令記号番号（交付決定通知書右上に記載の記号番号を記入）

大崎市指令（ ）第	号
-----------	---

- 2 毀損、滅失の内容（状況）

- 3 毀損、滅失の日 年 月 日

- 4 関係書類

（1）現況写真

（2）参考資料（現況図面等）

様式第5号（第12条関係）

大崎市エコ生活支援事業補助金取得財産処分承認申請書

年 月 日

大崎市長 様

（申請者）

郵便番号 〒 — —

住所（事業者にあつては、事務所等の所在地）

氏名（事業者にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 — —

年 月 日付け大崎市指令（ ）第 号で交付決定通知のありました大崎市エコ生活支援事業補助金の交付を受けた財産について、下記のとおり処分しますので、大崎市エコ生活支援事業補助金交付要綱第12条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 交付決定指令記号番号（交付決定通知書右上に記載の記号番号を記入）

大崎市指令（ ）第 号
-------------

- 2 財産処分の理由

- 3 財産処分の月日 年 月 日

- 4 関係書類

（1）現況写真

（2）参考資料（現況図面等）